

## 検討部会の設置と今後の進め方について

### 1. 検討部会の設置について

第2次熊本市行政区画等審議会の答申に基づき、審議会の中に検討部会を設置する。

#### 【検討内容】

答申書の「1. 行政区変更の方針【区境変更を行う場合の基準】」に基づき調査、検証し、行政区の変更について検討を行う。

※特に、「才 市民生活および行政事務の執行に著しい支障をきたしていること。」  
に関して、調査・検証を行う。

### 2. 今後の進め方について（スケジュール案）

予定		審議事項等
平成 30 年度	第5回 審議会 12月14日（金） 午前10時	○報告 ・行政区の変更に関する要望書の提出について ・熊本市行政区画等審議会要綱の改正等について
		○審議 ・検討部会の設置及び今後の進め方について
	第1回 検討部会 1月上旬頃	○審議 「区境の変更を行う場合の基準」に照らして調査・検証
	第2回 検討部会 1月下旬頃	○審議 ・審議会への検証結果の報告内容
	第6回 審議会 2月上旬頃	○報告・審議 ・検討部会の結果報告、審議

### 3. 今後の進め方について（提出期限について 壺川地域）

#### ◎要望書の提出期限の設定について

##### <提出期限を設定する事由>

- ・行政サービスの安定性、市民生活に与える影響を考慮すると、結論を無期限に延ばすことは好ましくない。
- ・住民や地権者の同意の署名収集開始から数か月が経過していると思われる。長期に渡ることで、住民の転居や、区境の変更に対する考えが当初と変わってしまう可能性がある。
- ・壺川17町内自治会としても、どこかで区切りを付けたい、との意向がある。また、長引く賛否の調整により住民生活に影響が出るので、結論は早めに出してもらいたいという声あり。
- ・審議会の答申書（H30年2月14日）から約10ヶ月、答申内容の地域への説明から約9か月がすでに経過している状況。

##### <提出期限の設定について>

- ・壺川17町内自治会の申入書では「地元及び隣接する自治会等の同意に関する結論は、おおよそ年末までに出る見込みであり、近いうちに要望書の提出を行う」としている。

以上のことから、

要望書の提出期限を今回の審議会開催から約1ヵ月間程度とし、  
案として、平成31年1月31日（木）までとする。

※審議会の委員任期は、H31年2月12日。ただし、再委嘱（委嘱期間の延長）を妨げるものではない。